障害福祉サービスをご存じですか？

障害福祉サービスとは、障害のある方や難病の方が必要とする支援を利用するための制度です。

■問い合わせ先
福祉事務所社会福祉班　☎53－3117

ご利用ください
地域活動支援センター『香美』
ものを作り出す創作的活動や、
適応訓練・機能訓練等を行っています。
障害に関するさまざまな相談も
お受けしています。
☎53－7077

利用方法

利用者は、利用したいサービスを選択し、市の支給決定を受け、サービス提供事業者や施設と契約を結んでサービスを受けることができます。ただし、サービスごとに要件があり、希望するサービス等が受けられない場合があります。
いずれのサービスも、福祉事務所の窓口で申請手続きをする必要があります。中でも、**自立支援給付**の補装具以外のサービスは、サービス等利用計画の作成が必須で、障害者支援区分の認定が必要なサービスもありますのでご注意ください。詳しくは、福祉事務所までお問い合わせください。

利用料

費用負担は１割ですが、所得に応じて月額の上限があります。ただし、本人（児童は保護者）と配偶者の市民税の所得割・均等割が共に非課税である方は無料です。

対　象

身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等の方（対象となる難病は、平成２９年４月現在で３５８疾患）
※障害児には児童福祉法に基づくサービスもあります。

サービス内容を紹介します

障害をお持ちの方へ ひとりで悩まず相談を

障害者総合支援法に基づいて行われ、サービスは大きく分けて、『自立支援給付』と『地域生活支援事業』の２つがあります。

地域生活支援事業

日常生活用具の給付
日常生活の中での困難を改善し、自立した生活を送るために必要な用具を支給します。
例）特殊寝台・特殊マット・入浴補助用具・透析液加温器・電気式たん吸引器・点字器・人工咽頭・ストーマ用装具・紙おむつ

移動支援
一人での移動が難しい方へ、外出する際にヘルパーによる移動支援を行います。

日中一時支援
介護の負担軽減のため、日中監護する方がいない場合に事業所で日中活動の場を提供します。

声の広報
視覚障害者の方へ音声版広報を無料送付します。

意思疎通支援
聴覚・言語機能・音声機能などの障害のために、意思の疎通が難しい方のために、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。利用料無料。

自動車運転免許
免許の取得により就労等の社会参加が見込まれる１８歳以上の方へ、自動車学校にかかる費用の助成をします。免許取得前に要申請。
助成額＝費用の２／３以内（上限額１０万円）

自動車改造助成
身体障害者手帳をお持ちの１８歳以上の方で、自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする場合、改造費用への助成があります。改造前に要申請、所得制限あり。
助成額＝改造費用の全額（上限額１０万円）

自立支援給付

居宅介護（ホームヘルプ）
自宅での入浴、食事等の介護を行います。

重度訪問介護
重度の障害を持つ方の、自宅での介護や外出時における移動支援等を総合的に行います。

療養介護
医療を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。

生活介護
常に介護が必要な方に、昼間の介護等を行うとともに創作活動や生産活動の機会を提供します。

短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設等に入所し介護を行います。

重度障害者等包括支援
介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

施設入所支援
施設に入所している方に、夜間や休日の介護等を行います。

同行援護
視覚障害の方の外出支援等を行います。

行動援護
自己判断能力が制限されている方に、外出支援等を行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）
身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援
一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な訓練を行います。

就労継続支援（雇用型・非雇用型）
一般企業等での就労が困難な方に、働く場の提供や必要な訓練を行います。

共同生活援助（グループホーム）
共同生活を行う住居で、夜間や休日の介護や日常生活上の援助を行います。

補装具
補装具の購入費や修理費が支給されます。
例）義肢・車椅子・歩行器・義眼・補聴器